

令和2年第6回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和2年6月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員9名

1 番 北濱 陽子	(欠席)	1 1 番 田上 正男
(欠席)	(欠席)	1 2 番 安 津久人
3 番 谷内 誠一	(欠席)	1 3 番 田中 喜義
4 番 奥堂 敏春	(欠席)	(欠席)
5 番 山本 恒雄	1 0 番 森谷 正美	1 5 番 山崎 覺治

(2) 欠席委員

2 番 池端 共栄	6 番 坂下 正幸	7 番 石倉 稔
8 番 谷内 吉夫	9 番 山本 秀夫	1 4 番 新澤 晟

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島2番 小谷 泉喜

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第17号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第19号 非農地証明願いについて

7 報告事項

(1) 報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第13号 農地法制限除外の届出について

(3) 報告第14号 農地改良の届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 9 : 5 0

事務局長	本日は6名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、9名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号5番 山本 恒雄 委員及び 議席番号10番 森谷 正美 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第17号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第17号、1番を議案書をもとに朗読】

合計 2 筆 1,082 m²で内訳は畑が 1,082 m²です。
本件につきましては、農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 2 番 小谷 泉喜委員よりご意見をお願いいたします。

小谷委員 23 日に現地確認を行いました。今回譲り受けた方は数年前から申請の土地を借り受けて耕作をしているようで、周辺にはこの方以外の耕作者がいないところですので、周りに影響はないと考えられますのでよろしくお願ひします。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 17 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 17 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に、市長より提出のあった【議案第 18 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事 務 局 議案書 5 ページをご覧ください。議案第 18 号の農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は 1 件です。

【議案第 18 号、1 番につき議案書をもとに朗読】

合計 1 筆 704 m²で内訳は田が 704 m²です。

申請地については、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり方が 10ha 未満の区域にある農地であることから第 2 種農地であり、また転用目的は一般住宅として集落に接続して設置されるものであることから、許可相当と考えております。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 12 番 安津久人委員よりご意見をお願いいたします。

安委員 23 日に職務代理、農業委員のお二人、事務局と共に現地確認をしてみました。場所・面積は説明のとおり、状況は添付してある写真のとおりです。周囲は新興住宅地であり、農地とも道を隔てておりますので、周辺農地への影響は無いものと考えます。以上です。

議長 それではこれより質疑を許します。

各委員 (意見・質疑なし)

議長 質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。
【議案第 18 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」との声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって【議案第 18 号】は、原案どおり可決決定いたします。
次に、市長より提出のあった【議案第 19 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書 8 ページをご覧ください。議案第 19 号の非農地願承認についてです。今月は 5 件です。

【議案第 19 号、1 番から 5 番を議案書をもとに説明】

以上、14 筆 2,673 m²で内訳は田が 2,673 m²です。申請地については、既に山林原野化したものです。

議 長	それでは申請番号 1 番から 5 番について地区担当推進委員輪島 2 番 小谷 泉喜 委員よりご意見をお願いいたします。
小谷委員	23 日に現地確認をいたしました。当初は水田だったものですが、山 林化して数十年経過しているものであり、非農地と考えて問題ないもの と考えます。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	他に質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 19 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご ざいませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 19 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第 12 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付 けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書 11 ページをお開きください。報告第 6 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 6 件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 合計 63 筆 26,174 m ² です。内訳は田が 11,299 m ² 、畑が 14,875 m ² です。 以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)

議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 12 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 13 号】の農地法施行規則該当転用届を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書 15 ページをお開きください。報告第 7 号農地法施行規則該当転用届についてです。今月は 1 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地法施行規則該当転用届の内容を朗読】</p> <p>利用目的は携帯電話基地局です。</p> <p>合計 1 筆 9 m²です。内訳は畑が 9 m²です。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 9 番 山本 秀夫委員に代わり、事務局より報告願います。</p>
事 務 局	<p>山本委員は本日ご欠席であります。事前に現地調査をしていただき、現況の写真とともに先にご報告をいただいておりますので、委員に代わりましてご説明いたします。場所・面積につきましては資料のとおり、現地確認によると、付近は現況で雑種地の状態になっており、周囲の農地への影響は無いとのこと。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので【報告第 13 号】を終わります。</p> <p>次に【報告第 14 号】の農地改良届を受け付けましたので、事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>議案書 18 ページをお開きください。報告第 14 号農地改良届についてです。今月は 2 件です。</p> <p>【議案書にもとづいて、農地改良届の内容を朗読】</p>

合計 2 筆 1,466 m²です。内訳は田が 1,466 m²です。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので【報告第 14 号】を終わります。
以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。
それでは第 6 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。
どうもご苦労さまでした。
